

行政常任委員会会議録

平成 29 年 4 月 19 日（火曜日）

午前 10 時 30 分開議

5 階委員会室

◎日程

1 教育委員会

- (1) 第 6 次夕張市社会教育中期計画について
- (2) 通学バスに係る定期券について
- (3) 夕張市認定子ども園施設整備基本計画について
- (4) 平成 29 年 4 月からの保育料の改定について
- (5) 地域おこし協力隊員の採用について

2 建設農林課

- (1) 平成 28 年度の降雪状況について
- (2) 第 12 次夕張市農業振興計画について
- (3) 第 23 期夕張市農業委員会委員候補の募集結果について
- (4) 新築住宅等補助制度について

3 まちづくり企画室

- (1) 地域おこし協力隊員の採用について

4 財務課

- (1) 平成 28 年度特別交付税の決定について
 - (2) 専決処分について
-

◎出席委員（8名）

大 山 修 二 君
高 間 澄 子 君
本 田 靖 人 君
小 林 尚 文 君
今 川 和 哉 君
熊 谷 桂 子 君
君 島 孝 夫 君
千 葉 勝 君

◎欠席委員（0名）

【委員長挨拶】

(大山委員長)

おはようございます。

開会に先立ちまして皆様にお願いがございます。

携帯電話等をお持ちの方は、電源をお切りいただくかマナーモードに設定し、ご利用はお控えください。

なお、ここで議会人事についてご報告いたします。

さきに開催されました第1回定例市議会において、本委員会の副委員長が本田委員にかわり、君島委員がつきましたので、よろしくお願いをいたします。

(君島委員)

君島です。よろしくお願いをいたします。

(大山委員長)

それでは、ただいまから行政常任委員会を開催いたします。

本日の出席委員は8名全員であります。ほかに議長が出席されております。

本日の委員会の進め方についてであります。新年度以降最初の行政常任委員会であり、4月1日付北海道から派遣いただいている理事を初め、新たに着任した担当課長、主幹等の職員の皆様、また、市の人事異動により各部署において新体制となりましたので、初めに齋藤理事から挨拶をいただき、次に、報告案件のない部署より主査以上の紹介・挨拶を受け、その後教育委員会、建設農林課、まちづくり企画室、財務課の順に主査以上の紹介・挨拶と報告事項の説明を受け、これに対する質疑を行ってまいりたいと思っておりますが、そのように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、そのように取り進めてまいります。

それでは、初めに、鈴木理事の後任として北海道から派遣により着任されました齋藤理事から挨拶を受けてまいります。

(齋藤理事)

ただいまご紹介いただきました。北海道から参りました齋藤と申します。

これまで地域政策などの業務を長くやっておりましたが、今後、夕張の振興に向けて、皆様のご支援ご協力をいただきながら進めたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いをいたします。

(大山委員長)

理事者側からは、両理事、総務課長のほか、説明員として教育長、室長、消防長、課長等が出席されることとなっております。

それでは、次に、消防本部、総務課、保健福祉課、保健福祉課生活福祉担当、市民課の順に挨拶を受けてまいります。

【消防本部】

(消防本部消防長)

ただいまより、消防本部及び消防署の主幹職以上の職員の自己紹介をいたします。

消防本部消防長、増井です。本年度もよろしくお願いいたします。

(消防本部消防次長)

消防次長、石黒です。よろしくお願いいたします。

(消防本部統括課長)

消防本部統括課長兼予防課長、千葉です。よろしくお願いいたします。

(消防本部管理課長)

消防本部総務課長、松倉です。よろしくお願いいたします。

(消防本部総務課主幹)

消防本部総務課主幹、鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

(消防本部総務課主幹)

消防本部総務課主幹、秋田と言います。よろしくお願いいたします。

(消防本部警報課主幹)

消防本部警報課主幹、渡辺と申します。よろしくお願いいたします。

(消防署長)

消防署長の齊藤です。よろしくお願いいたします。

(消防署警防課主幹)

消防署警防課主幹、佐々木です。よろしくお願いいたします。

(消防本部消防長)

なお、このほかに本日、警防課長であります田島、阿部、平田、平野主幹、当務についておりますので、本日は出席できませんでした。

これで、消防本部及び消防署の自己紹介を終わりたいと思います。

【総務課】

(大山委員長)

それでは次に、総務課より挨拶を受けてまいります。

(総務課長)

改めまして、おはようございます。

総務課におきましても、4月1日付の人事におきまして若干の異動がございます。

それぞれ自己紹介をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

引き続き、総務課長を仰せつかいました寺江でございます。よろしくお願いいたします。

(総務課主幹)

4月より総務課主幹として拝命を受けました阿部と申します。よろしくお願いいたします。

(総務課主幹)

私も4月に総務課主幹として拝命を受けました若林でございます。よろしくお願いいたします。

(総務課主幹)

私も4月より総務課主幹として拝命を受けました青田です。よろしくお願いいたします。

(総務係長)

4月より総務課総務係長の拝命を受けました外崎と申します。よろしくお願いいたします。

(情報管理係長)

4月より総務課情報管理係長の拝命を受けました仁村浩平と申します。よろしくお願いいたします。

(総務課長)

以上で総務課の紹介を終わります。よろしくお願いいたします。

【委員長挨拶】

(保健福祉課)

それでは次に、保健福祉課より挨拶を受けてまいります。

(保健福祉課長)

おはようございます。保健福祉課です。

私、4月1日に保健福祉課長を拝命しました平塚です。どうぞよろしくお願いいたします。

私から平成29年度の保健福祉課の体制について、職員の紹介をいたします。

初めに、保健福祉課主幹、道派遣で野邊です。

(保健福祉課主幹)

野邊です。どうぞ、よろしくお願いいたします。

(保健福祉課長)

引き続き、保健係係長の永澤です。

(保健係長)

永澤です。よろしくお願いいたします。

(保健福祉課長)

次に、道派遣で主査の本間であります。

(保健係主査)

本間です。よろしくお願いいたします。

(保健福祉課長)

同じく、保健係主査の馬淵です。

(保健係主査)

馬淵です。よろしくお願いいたします。

(保健福祉課長)

次に、包括支援係係長の芝木です。

(包括支援係長)

芝木です。よろしくお願いいたします。

(保健福祉課長)

次に、主査の高田です。

(包括支援係主査)

高田です。よろしくお願いいたします。

(保健福祉課長)

主査の細川です。

(包括支援係主査)

細川です。よろしくお願いいたします。

(保健福祉課長)

最後になりますが、介護保険係係長の飯田です。

(介護保険係長)

飯田です。どうぞよろしくお願いいたします。

(保健福祉課長)

以上、保健福祉課の紹介を終わります。平成29年度よろしくお願いいたします。

(大山委員長)

それでは次に、保健福祉課生活福祉担当より挨拶を受けてまいります。

(保健福祉課生活福祉担当課長兼福祉事務所長)

おはようございます。

私、29年4月に生活福祉課長兼福祉事務所長を拝命いたしました、道派遣の菅谷と申します。よろしくお願いいたします。

所属の役付職員を紹介申し上げます。

生活福祉係でございますけれども、主幹の樋口でございます。

(生活福祉係主幹)

樋口です。よろしくお願いいたします。

(保健福祉課生活福祉担当課長兼福祉事務所長)

続きまして、道派遣の主査の畑でございます。

(生活福祉係主査)

畑です。よろしくお願いいたします。

(保健福祉課生活福祉担当課長兼福祉事務所長)

続きまして、生活保護係でございます。主幹の増子でございます。

(生活保護係主幹)

増子です。よろしくお願いいたします。

(保健福祉課生活福祉担当課長兼福祉事務所長)

続きまして、生活保護係長の須摩でございます。

(生活保護係長)

須摩です。よろしくお願いいたします。

(保健福祉課生活福祉担当課長兼福祉事務所長)

最後に、道派遣の主査の石浦でございます。

(生活保護係主査)

石浦です。よろしくお願いいたします。

(保健福祉課生活福祉担当課長兼福祉事務所長)

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【市民課】

(大山委員長)

それでは次に、市民課より挨拶を受けてまいります。

(市民課長)

市民課ご紹介いたします。

4月から市民課長に配属になりました及川です。よろしくお願いいたします。

市民課は、市民係、健康保険係、環境生活係、さらには南支所の4体制で業務を行っております。

まず、市民課の主幹、千葉主幹であります。

(市民課主幹)

千葉です。

(市民課長)

市民係係長、大島係長です。

(市民係長)

大島です。

(市民課長)

健康保険係長、木村係長です。

(健康保険係長)

木村です。よろしくお願いいたします。

(市民課長)

環境生活係係長、熊谷係長です。

(環境生活係長)

熊谷です。よろしくお願いいたします。

(市民課長)

さらに、南支所に近野主幹を配置しております。

以上です。よろしくお願いいたします。

【教育委員会】

(大山委員長)

それでは次に、教育委員会より挨拶と報告を受けてまいります。

(教育長)

それでは、私のほう自己紹介をしてから、各個人ごとに自己紹介をさせていただきます。

私は、教育長を務めさせていただきます今と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

(教育課長)

教育課長の押野見と申します。よろしくお願いいたします。

(教育課主幹)

教育課主幹、堀でございます。よろしくお願いいたします。

(教育係長)

教育係係長、高橋と申します。よろしくお願いいたします。

(教育係主査)

同じく、教育係主査の木村です。よろしくお願いいたします。

(子ども・子育て支援係長)

子ども・子育て支援係係長の千葉です。よろしくお願いいたします。

(教育長)

一年間このメンバーで頑張ります。よろしくをお願いします。

【教育委員会】

1. 第6次夕張市社会教育中期計画について
2. 通学バスに係る定期券について
3. 夕張市認定子ども園施設整備基本計画について
4. 平成29年4月からの保育料の改定について
5. 地域おこし協力隊員の採用について

(大山委員長)

それでは、報告を受けてまいります。

(教育長)

教育委員会からは、五つの報告事項がございます。

1と2につきましては教育課長より。そして、3から5までにつきましては、主幹より報告をさせていただきます。

(教育課長)

1、第6次夕張市社会教育中期計画についてご報告をいたします。

資料1をごらんください。

平成28年9月に教育委員会より諮問し、同年12月に夕張市社会教育委員の会から答申を受け、計画の策定を進め、平成29年3月21日開催の夕張市教育委員会において協議され、承認をいただいたところでございます。

今後、5カ年の社会教育分野の進むべき方向について策定しております。

構成は、第1章に計画策定の意義、計画の考え方、目指す姿などを記載しており、第2章に広がりのある社会教育体験に向けて、社会教育が抱える問題、夕張が目指す社会教育の形を記載しております。

計画の期間は、平成29年度より平成33年度までの5年間となっております。

今後は、単年度ごとの詳細な計画と社会教育委員の会との意見交換などにより、計画に基づいた事業を推進していくところでございます。

次に(2)、通学バスに係る定期券についてご報告申し上げます。

資料2の1ページでございますが、ごらんください。

通学バスに係る定期券につきましては、これまで小中学校の一校化に伴い、全額夕張市が負担してきたところであります。

平成29年度より定期券の取り扱い、対象範囲等について4点変更を行いま

したのでご報告いたします。

まず一つ目が、将来的なJRの廃線を見越し、また、夕張高校の魅力化創出の一環として、定期券交付の対象を小中学生から高校生までと範囲の拡大を行ったところであります。

二つ目として、これまで一年間の定期券の交付を行ってきましたが、今年度より、平日のみの利用可能な定期券とし、制度上最大3か月定期券となるため、年4回交付することとなりました。

土日、祝日等の部活動及び、学校行事等における登下校は路線バス以外のスクールバスをご利用いただくこととなります。

こちらに関しては、資料2-2に平成28年4月時点と、平成29年4月時点での路線バスの割合が非常に少なくなっていること、及び資料2-3の一年間定期券を購入した場合と、平日のみの定期を購入した場合に係る経費の比較で、約440万円の節減となるものであります。

三つ目としましては、通学定期券を紛失・毀損した場合、バス事業者のサービスとして、これまで手数料520円を保護者に負担していただき、1回のみ再発行をしてきたところであります。

本年度より、バス事業者からの通知により、1回目から残りの期間分、最大で3か月分となりますが、その分を保護者から負担していただくこととなりました。

四つ目といたしましては、こちらにもバス事業者からの通知で、定期券を忘れた場合など不携帯をしていた場合、これまでは注意のみでしたが、今後は利用区間の料金を負担してもらうということの通知があったところがございます。

通学バスに係る定期券についての説明は、以上でございます。

(教育課主幹)

(3) 夕張市認定こども園施設整備基本計画についてご報告いたします。

4ページ、資料3をごらんください。

平成28年4月に認定こども園の開設を表明し、平成32年度中の開設を目指し、建設する予定地の決定や事業費の積算など、各種準備を進めてきたところがございます。

本日もご報告いたします基本計画は、ユーパロ幼稚園や夕張保育協会など、各関係機関と協議や視察などを行うと同時に実施いたしました、保護者アンケートより補強され、素案を作成したところがございます。

これを受け、3月1日に開催いたしました夕張市子ども・子育て会議において承認され、認定こども園を設立していく上で必要な基本設計、実施設計の基盤となるものであります。

5 ページをごらんください。

本計画の内容は、基本計画の目的と背景、教育・保育の現状、整備方式、建設計画の大項目で構成しております。

今後はこの計画を踏まえ、今年度中に基本設計、旧清水沢小学校の解体などを実施し、平成 30 年度実施設計、平成 31 年度園舎工事着工、平成 32 年度中の開設を予定していることでございます。

次に、(4) 平成 29 年 4 月からの保育料についてご報告いたします。

21 ページ、資料 4 をごらんください。

まずは、国の政策により市町村民税二棟世帯を除く、年収で約 360 万円未満相当世帯のひとり親等の保育料につきまして、3 歳未満の子供の場合は一律 9,000 円。3 歳以上の子供の場合は一律 6,000 円となります。

次に、22 ページをごらんください。

市では、抜本的な財政再生計画の見直しの中で、新たな事業といたしまして保育園に同時に入所している場合、所得に関係なく、2 人目以降の保育料を無料とするものがございます。

2 子目以降の無料化につきましては、道内では既に 15 市町村が実施しており、本市においての対象幼児は 13 名、家庭影響額の一例といたしまして、父母の年収が約 470 万前後で第 1 子が 4 歳、第 2 子が 2 歳の場合、第 2 子の保育料 が月額 1 万 5,000 円、これが無料となります。

年間にすると 18 万の負担軽減となります。

次に 23 ページをごらんください。

今年度の保育所保育料の一覧を添付しております。

これらの保育料改正につきましては、この 4 月分保育所保育料から適用となり、既に保護者には改正後の保育料を通知しているところでございます。

次に、(5) 地域おこし協力隊員の採用についてご報告いたします。

24 ページ、資料 5 をごらんください。

前回、3 月 7 日に開催いたしました本委員会において、募集までご報告させていただいております。

今回は 4 月採用の隊員が決定しましたので、ご報告いたします。

子ども・子育て支援として、東京都より石田夕佳さんが赴任しております。

なお、NPO 夕張市体育協会支援 2 名につきましては再度募集をしており、今のところ 2 名の応募があり、順調にいけば 5 月以降の採用に向け準備を進めているところでございます。

なお、観光促進支援に対する地域おこし協力隊の採用につきましては、後ほど、まちづくり企画室よりご報告いたしますので、お含みおき願います。

以上でございます。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

(本田委員)

1 ページの通学定期券の取り扱いの変更について質問いたします。

まず、確認なのですが、今回再発行と不携帯について変更があった。

それはバス事業者からの通知により、という先ほどのご説明でしたが、これまでこの1回目手数料の520円だけ保護者様が負担。それ以外の部分ですとか不携帯の場合の負担については、どこが負担をされてきていたのか、変更前は。

平成28年度まではということで、お聞きします。

(教育課長)

まず再発行の観点ですが、1回目は手数料は520円保護者負担で、2回目につきましては全額保護者が負担していただいているということで、教育課というか、市としては予算措置をしております。

過去の例でいきますと、今まで2回目なくされた方は前歴としてはございません。1回なくされる方は、ここ3年間で1件から大体4件ぐらいの実績がございました。

不携帯の場合ですが、これも事業者さんのサービスの一つとして、注意のみということで、特段請求等は事業者さんが行われていないという実態でございます。

(大山委員長)

よろしいですか。

(本田委員)

そうすると、今まではバス事業者さんのサービスとしてこの辺の負担をしてきていただいていたということですね。わかりました。

今回、3か月定期の平日のみの形に変更するということで、資料2-3にあるようにかなり高額な負担軽減といたしますか、財政効果が生まれたというふうに理解をしていますが、これ以降、保護者様が負担をする、しなければならぬという可能性がふえたという理解でよろしいでしょうか。紛失をした場合。

(教育課長)

基本的には保護者様。定期券を紛失された場合につきましては、1回目から保護者のほうで負担していただくという形をとっていきたいということで考えております。

(大山委員長)

よろしいですか。

(本田委員)

わかりました。

資料 2-2 を見ますと、滝ノ上線に関しては登校も下校もスクールバス。つまり、バス定期を持たずに無料で乗れる路線になっていると。それ以外の路線に関しては、南部線に関しては、横の 3 便を利用した場合だけ路線ですが、その他についてはスクール。本庁線に関しては、その影響がいかにも路線を使っているということで、バス定期を紛失してしまう可能性があるという意味合いで、不公平感が路線によって生じる可能性があるというふうに考えるのですが、教育委員会ではどのようにお考えでしょうか。

(教育課長)

教育委員会としましては、資料 2-2 のとおり、平成 28 年度まではほぼ全域で路線バスを利用して登下校をしており、一律定期券を交付していたところであります。

現状、一部の児童生徒との不公平感というのは全く否めない状況ではございますが、定期券は基本的には金券であるということのご理解をいただくことと、公共交通を担うバス事業者様からの通知であり、これまでサービスで行ってきた事業の廃止であることから、教育委員会としましては社会教育の一環としてもやむを得ない状況であるというふうに考えております。

今現在、市内全体の公共交通全体を見回しましても、非常に、平成 28 年の 4 月以降半年ごとに路線の改定等行っておりまして、今後も平成 29 年度も 10 月で変更になる可能性が十分高いという情報もありますので、今現在は非常に過渡期といいますか、変動期という状況でありますので、その辺はご理解いただきたいというふうに考えております。

以上です。

(大山委員長)

よろしいですか。

(本田委員)

この取り扱いが変更になりましたよという通知に関しては、小中の保護者の方にはもう通知済みということでよろしいでしょうか。

(教育課長)

4 月 6 日入学式と、始業式も同日なのでございますが、その日に定期券と一緒に定期券の取り扱いについてということで、保護者のほうには通知しております。

(本田委員)

その通知の後に、教育委員会もしくは学校のほうに、この変更に関する苦情と申しますか、保護者様からのご意見というのは何かお問い合わせはありましたでしょうか。

(教育課長)

苦情というのはございません。

1件ございましたのは、土日はじゃあバス乗れないのかというような、ある意味誤解と申しますか、というところがあって問い合わせがございましたが、それは丁寧に学校のほうで説明していただき、ご理解いただいたということの1件のみ報告はいただいております。

以上です。

(大山委員長)

よろしいですか。

(本田委員)

先ほどご説明の中で、これまで2回紛失をしたという案件はゼロだよということ。また、1回の紛失についても年間1件から4件ぐらだよということで、今後紛失によって保護者が全額の負担をするというケースはそれほど多くないのかなというふうにも考えられるかと思うのですが、これまで1回目は無料だということで認識をしてきた保護者からすると、非常に不安が募る。

特に、中学生ですとか高学年の児童についてはもうなれたものなので、先ほど社会教育の一環だということもありまして、そこも理解できるので、いたし方ない部分もあるのかなというふうに感じてはいるのですが、例えば、新入学生、小学校1年生に関しては、まだ非常に未熟な社会とまで言えませんが、バスに乗って学校に行くということで、社会に踏み出す一歩ということで、まだまだ不安な部分も大きいですし、定期を紛失してしまう可能性もほかの学年と比べると高いのではないかというふうに考えるところです。

なので、これまではバス事業者様からのサービスということで対応されていたということですから、本市からの支出はなかったわけですが、ここをせめて1年生に関しては手当てをしてあげるといような、ご検討をいただくことはできないでしょうか。

(教育課長)

本田委員様からのご意見としては、非常にいいご意見かなというふうにも認識しておりますので、今後教育委員会だけではなく、予算も絡むものから財政を含めた関係部局とも調整の上、この件に関しましては前向きにちよっと検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

(大山委員長)

よろしいですか。

ほかにございませんか。

(熊谷委員)

今の件ですけれども、今回の夕鉄バスの定期券が、今のお話の中で金券なのでという押さえ方だということがありました。それで、本当に金券という押さえでいいのかなと私はすごく疑問に思うのです。

学校一本に登校するときには、当時の教育委員会ではスクールバスを8台出して、必ずみんなが座れるような、そういうふうな体制をとるのですというふうに教育長もおっしゃいましたし、保護者の皆さんにもそういう説明をしたのです。

新学期が始まる段階になって、路線バスを入れることになりましたというふうに急に変わって、保護者も戸惑いましたし、現場の教職員の方たちも大変な思いをされたというふうに伺っています。

そういう経緯がある中で、さまざまな財政再建団体でしたかね、あの当時は。国の指導や道の指導もあったのかなというふうに思うのですけれども、そういうところで子供たちの通学に関して、そういう経緯がありながら、ここ10年たったので小学生まで最高で4万円ぐらいなのですかね、そういう定期券を自己責任で持たされて、それは今まで2回以上なくした方がいないということですからとって、それをその保護者に負担というのは、やはりちょっとおかしいのではないかなというふうに思うのですよね。

今、答弁としてはそういうことで検討したいということだったので、いいかとは思いますが、ぜひこれまでの経緯ということも、いろいろな部署がかわられた方もいらっしゃいますし、国や道からの出向の方たちもそういう経緯を知らなかった方たちもいらっしゃるかもしれないので、もう一回ちょっと確認しておきたいなと思って、お話しさせていただきました。

やっぱり1校にしたときに、そういう話をされてきているということと、それから小学生までそういう数万円のもの管理責任を問われるのかということが、きちっともう一度検討していただきたいというふうに思います。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(千葉委員)

1点お願いしたいのですけれども、現在の場合については、これは夕鉄さんが多分名前とか聞いて、保護者に請求するということになっているのですけれども、この請求方法なのですから、学校を通してやるのか、例えば、

直接夕鉄さんがやるのか。学校には負担をかけないような制度になっているのかどうなのか。その辺についてお願いしたいと思います。

(教育課長)

バス事業者様からの通知では、不携帯の場合請求させていただきますというような通知はございましたが、4月6日以降実際に路線バスに乗られて、不携帯の子がいた場合につきましては、実態としては注意のみで対応しているということは確認しているところでございます。

(大山委員長)

よろしいですか。

ほかにございませんか。

(今川委員)

夕張市認定こども園施設整備基本計画についてお聞きいたします。

こちらの基本計画は、3月の子ども・子育て会議において承認されたということでしたが、その際に出された意見としてどのようなものが出ていたか、よろしくお聞きいたします。

(教育課主幹)

主な意見としまして、場所等について、伸び伸びと保育教育ができるなどということで、大変すばらしい計画だというお褒めの言葉をいただいたところです。

ただ、場所がちょっと崖もありますので、その辺の安全を担保してほしい。あと車、行き止まりなので、夜間などの部分もしっかり、いたずらされないようにということが質問としてありました。

以上です。

(今川委員)

どのような施設にしてほしいみたいな意見はなかったのでしょうかね。

(教育課主幹)

保育協会並びにユーパロ幼稚園と関係機関と会議を持つ中で、その中で視察等もしました。

その中で言われていたのが、やはり木を使った部分、施設の中に木をふんだんに使って欲しいという意見がありましたし、あと、プールまで遠いので、簡易的なプールがあればいいなというところ。

あとは、本当に園庭を広く、狭い園庭ばかりなので、広い園庭で伸び伸びと大きな声で遊べるような、そこは強調されていました。

(大山委員長)

よろしいですか。

(今川委員)

続いて、基本設計に移るかと思うのですが、この基本設計をメインとする会議メンバーとしては、どのような方々が参加される予定なのでしょうか。

(教育課長)

基本設計は、基本的には業者委託をする予定でおりますので、業者委託の選定の際に、今現在の通常の一般競争入札になるのか、プロポーザルでいこうという形になるのかは、現在、今、協議検討しているところでございますが、プロポーザルになった場合であれば、関係機関、保育所、幼稚園、市、市役所内というところの委員構成で対応したいというふうに考えております。

(大山委員長)

よろしいですか。

ほかに。

(熊谷委員)

今後、認定こども園をつくるということで、これまでの保育園の保母さんとか、幼稚園の先生さんたちが一緒に働かれるような、そういう形態になるのかなと思うのですが、今現在、その対応の面で相当な開きがあるというふうに思うのですよね。

(「それ、ちょっと質問が違う。基本計画だから。」と発言する者あり)

わかりました。

基本計画というところでは、一般的な認定こども園では民間委託の場合が多くて、非常に働く人たちの待遇が悪くて、それが問題になっている場合もあるのですが、その辺の施設はどのようにお考えですか。

(「施設整備とは関係ない。」と発言する者あり)

施設整備関係ないのですか。基本計画の中の前ですよ。

(大山委員長)

基本計画についての質疑ということでお願いいたします。

(熊谷委員)

基本計画のそういう働く人たちの待遇とかということは入らないということですか。

済みません。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで教育委員会を終わります。

【建設農林課】

1. 平成 28 年度の降雪状況について
2. 第 12 次夕張市農業振興計画について
3. 第 23 期夕張市農業委員会委員候補者の募集結果について
4. 新築住宅等補助制度について

(大山委員長)

それでは、次に、建設農林課、上下水道課、一括して挨拶と報告を受けてまいります。

(建設農林課長)

4 月 1 日付の人事異動で建設農林課、上下水道課の異動および昇格がございましたので、ご紹介させていただきたいと思えます。

まず初めに、私、建設農林課長兼上下水道課長を拝命しました熊谷です。どうぞよろしくお願いいたします。

(建築住宅担当課長)

4 月 1 日に建設農林課建築住宅担当課長となりました鈴木です。

建築と公営住宅、それと農林道を担当させていただきます。よろしくお願いいたします。

(建設農林課主幹)

3 年目になりました。建築のほうを担当しております主幹の笹崎といいます。どうぞよろしくお願いいたします。

(建設農林課主幹)

建設農林課主幹の志茂と申します。

住宅を担当しています。よろしくお願いいたします。

(建築住宅係長)

建設農林課建築住宅係係長の佐々木といいます。どうぞよろしくお願いいたします。

(建築住宅係主査)

建設農林課建築住宅係主査、草野といいます。よろしくお願いいたします。

(建築住宅係主査)

同じく、建設農林課建築住宅係主査の佐藤です。よろしくお願いいたします。

(農林担当主幹)

建設農林課農林担当主幹の武藤と申します。また、農業委員会の事務局長も兼任しております。よろしくお願いいたします。

(農林担当主幹)

2年目になりました建設農林課農林担当主幹の宮崎です。よろしくお願いいたします。

(農林係長)

建設農林課農林係長の武田です。よろしくお願いいたします。

(都市計画土木係長)

都市計画土木係長の佐藤です。よろしくお願いいたします。

(都市計画土木係主査)

都市計画土木係主査の花田といいます。よろしくお願いいたします。

(上下水道課主幹)

上下水道課主幹の後藤といいます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

(上下水道課主幹)

同じく、上下水道課主幹の池谷と申します。よろしくお願いいたします。

(管理係長)

上下水道課管理係長の佐々木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

(庶務係長)

上下水道課庶務係長の本間です。よろしくお願いいたします。

(建設農林課長)

以上で建設農林課、上下水道課のご紹介を終わります。

(大山委員長)

それでは、建設農林課より報告を受けてまいります。

(建設農林課長)

それでは、建設農林課からのご報告4件に入ります。

1点目は、降雪状況については、私のほうからご説明させていただきます。

2件目以降につきましては、担当主幹のほうからご説明させていただきます。

まず初めに、平成28年度降雪状況について、資料1、2よりご説明申し上げます。

平成29年4月14日現在に取りまとめたものでございます。

平成28年度の清水沢観測の降雪量は968センチ、昨年同時期の657センチで、311センチ多い状況でございます。

右側の欄につきましては、積雪の深さ及び過年度の降雪量を掲載してございます。ご確認ください。

また、(2)の除雪の出動回数につきましては、全体で昨年より22回多い状況でございます。

2 ページ目につきましては、平成 13 年度から各月ごとの降雪量及び除雪出動回数を取りまとめたのをグラフにしたものでございます。

平成 13 年度観測から、昨年 11 月が 2 メートル 37 センチという最大値を記録しております。

除雪費の執行状況なのですが、除雪車購入及び 3 月部分の電気料を除きまして、約 1 億 12 万 5,000 円ということで、執行率は全体の 85.7 パーセント。

電気料が含まれておりませんので若干変更がございますけれども、この程度で収まっております。

以上で、28 年度の降雪状況についての報告であります。

(農林担当主幹)

続きまして、本年 3 月に策定しました第 12 次夕張市農業振興計画について、その概要を説明いたします。

資料 2 が計画の概要を記載したものでございます。

そのほかに、A4 版の横の資料が計画本体であります。

資料 2 のほうで説明したいと思います。

計画は 4 部構成で作成されておまして、まず初めに、計画策定の背景と意義。次に、第 2 で、農業振興の指標。第 3 で、農業振興の推進施策と事業計画。最後に、今後検討が必要とされる課題とその解決方策となっております。

順に概略を説明いたします。

まず、計画策定の背景と意義ですが、計画書全体では 1 ページから 2 ページ目になっております。

夕張市は平成 18 年に財政再建団体となり、農業予算のほとんどが削減されたことから、平成 14 年度から 18 年度までの第 11 次農業振興計画の次期計画の策定を断念し、その後これまでの間、国庫補助事業などを最大限活用し、必要最低限の事業で農業の振興を図ってまいりました。

そのような中、国の地方創生の施策のもと昨年 3 月に夕張市地方版総合戦略が策定され、農業に関するアクションプランとして農業者、農協、市も連携による産地力強化が掲げられ、農業振興策の強化が図られることとなりました。

一方で、昨年 5 月には夕張市農業振興協議会の中に、次代を担う若手農業者等を構成員とした地域創生部会が設立され、夕張メロン振興を核とした新たな農業振興策の検討が行われ、夕張メロンの安定生産に向けた基盤整備事業が新規事業として提案されました。

本年 3 月に国の増援を受けた新たな財政再生計画には、これまで実施して

きた継続事業とともに、この新規事業も盛り込まれたところでございます。

これらの計画の策定、見直しがされたのを契機に、本市の農業がこれからも持続的に発展することを目指し、同時期に策定されたJ A夕張市の3カ年計画とも整合を図りながら、この度、新たな夕張市農業振興計画を策定しました。

計画期間につきましては、これまでは5年間でしたが、J A夕張市の計画と整合を図り、平成29年度から31年度までの3カ年としております。

続きまして、第2の農業振興の指標ですが、計画書では3ページから6ページになっております。

農業振興の指標は、現況を平成27年、目標を平成31年に設定し、目標はJ Aの計画と整合を図った数値としております。

全部で六つの指標を設定しており、そのうち農家戸数、農家人口、経営農用地面積、耕地面積の四つの指標については、目標を現状維持としております。残り二つの指標のうち、農業労働力人数は減少を最小限にとどめることを目標としており、農作物の作付面積と農業生産量については、作付面積は微減にとどめ、生産量は単種の増などにより現状維持に努めることとしております。

続きまして、第3の農業振興の推進施策と事業計画でございまして。

計画書では7ページから12ページになります。

12ページに、新たな財政再生計画に搭載された事業等を集計した表を掲載しております。

これらの事業等により3年間総額で、事業費ベースで約1億1,700万円、市費ベースで5,000万円を投じて農業の振興を図ることとしております。

農業の振興については、六つの柱立てで行ってまいります。

一つ目は、担い手の育成、確保対策。

二つ目が、農業生産の拡大対策。

三つ目が、農業雇用労働力の確保対策。

四つ目が、夕張メロンの広報展開活動。

五つ目が、有害鳥獣による農業被害防止対策。

六つ目が、農地・農村に係る地域活動の活性化対策の6本でございまして。

最後に、今後、検討が必要とされる課題とその解決方策ですが、計画書では13ページから14ページになっております。

今回、計画には具体的な事業等を掲載できませんでしたが、今後、本市の農業発展のために課題を掘り起こした結果、課題解決の方策や事業等が具体化された際には、本計画の見直し・変更等を柔軟に行い対応していく考えでございまして。

これまでの議論を踏まえますと、今後、検討協議が必要と考えられる課題は、一つ目が担い手育成・雇用労働力の確保。二つ目が、優良農地の維持・確保。三つ目が農産物の付加価値向上、四つ目が農業生産コストの低減などが考えられます。

それぞれ簡単にご説明いたしますと、まず、担い手育成・雇用労働力の確保につきましては、本年度実施する農業労働力の雇用問題解決に向けた実態調査を踏まえ、30年度以降の具体的な方策を検討するとともに、新規就労対策としましては、今後農業分野で採用予定の地域おこし協力隊などが将来就労できるように、受入れ体制の整備や、就労モデルの作成などの検討を予定しております。

続きまして、優良農地の維持・確保につきましては、緑肥等による地力の維持増進に向けた支援整備とともに、暗渠排水や客土などの土地改良や農業用排水施設などの農業基盤整備についての支援の検討を予定しております。

農産物の付加価値向上については、GAP等の導入や、農産物のブランド強化における課題の掘り起こしと取り組みを検討とともに、地場産品の直売加工や、施設整備を含めた販売等の手法なども課題掘り起こしと方策の検討をしております。

最後に、農業生産コストの低減については、農業における新エネルギーの導入や、農作業の効率化等による農業経費削減における課題の掘り起こしと、取り組みの検討を予定しております。

以上が、第12次夕張市農業振興計画の概要でございます。
(農林担当主幹)

続きまして、資料3に報告を移らせていただきます。

第23期夕張市農業委員会委員候補者の募集結果について、ご報告を申し上げます。

さきに常任委員会で募集の報告をしました平成29年3月1日、水曜日から平成29年3月28日、火曜日まで、標記農業委員の各候補者の募集をいたしましたので、その結果についてご報告を申し上げます。

農業委員定数7名に対しまして、応募というか、推薦者が7名ございました。うち、認定農業者数の数が6名、利害のない候補者数の数が1名というふうになってございます。

次に、農地利用最適化推進委員の募集結果でございます。

各6地区、富野地区、清水沢・南部地区、沼ノ沢北地区、沼ノ沢南地区、紅葉山地区、滝ノ上地区の計6地区の推進委員ということで、全地区各1名の定数に対し、全地区推薦で各1名、計6名の候補者の推薦がございましたことをここでご報告申し上げます。

また、今後のスケジュールでございますが、6月の議会の候補者の選任についての議案提案の後、7月20日に行われます第23期の第1回農業委員会総会にて、市長及び農業委員会会長から委嘱がなされるものでございます。

以上でございます。

(建築農林課主幹)

私のほうからは、4番目の新築住宅等補助制度について進めさせていただきます。

新築住宅等補助制度とは、今年度平成29年度より開始します新築住宅の取得、中古住宅の取得、リフォーム工事の補助制度になっております。

資料4と書かれた資料によって説明させていただきます。

まず、1ページ目のほうになりますが、夕張市新築住宅取得費補助制度補助金の概要についてですが、まず対象になる建築物住宅については、建売住宅などを考慮して平成26年4月以降に新築された、人の居住に供したことの無い住宅で、新築年度月日から起算して3年を経過していない住宅といたしました。

もし、一度も人が住んでいない住宅でも新築から3年を経過した住宅については、新築住宅としては扱わず、後ほど説明させていただく中古住宅として扱うことといたしました。

次に、専用住宅または併用住宅で、居住部分が過半であることとしております。これは、店舗併用住宅のような場合で、居住部分が過半である場合には、主たる用途が住宅ということになりますので、今回の補助制度の対象としております。

次に、補助対象者については、子育て世帯への応援、転入・定住の促進という目的の中で、永住の意志を持って5年以上住んでいただくことを条件とさせていただきます。

また、市税等についても滞納がないことを条件としております。

所得制限についてですが、住宅用建設または購入することを考え、所得制限については設けておりません。これは、後ほど説明させていただく中古住宅についても同様としております。

補助条件としては、長期優良住宅の断熱性能を満たす条件といたしました。これは、国からの交付金をもらうために必要な条件という形になっておりますが、今後北海道の住宅として必要な断熱性能であるという状態になっております。

また、地域要件についても設けさせていただきました。これは、本市の現在進めておりますコンパクトシティの基本方針を考慮した結果となり、ページ数で5ページから8ページ、南北軸に接する用途地域を今回の区域という

形にさせていただいております。

5 ページのほうで、北側のほうなのですが、一部用途地域から狭めているところがあります。夕張神社あたりから私どもの市営住宅社公がある住宅から南のほう、という形にさせていただいております。

1 ページ目のほうに戻っていただいて、補助額については、転入や定住取得のため、市民の方には 100 万円、転入者の方には 150 万円としております。

また、子育て世帯への応援として、18 歳までのお子様を子どもと考え、1 人いる場合は 40 万円、2 人以上いる場合については 80 万円を先ほどの金額に加算するようになっております。

また、地域の企業の活性化を促すことを目的として、地域企業を活用する場合には、さらに 20 万円の加算をすることとしております。

一つの例であります、子どもさんが 2 人、市外からの転入、そして市内業者が建設した場合という形については、先ほど言った転入者でありますので 150 万円。2 人以上子供さんがおられるということで 80 万の加算、及び市内業者により建設したということで 20 万円の加算ということで、これが一番最大の金額になりますが 250 万。これが補助金額という形になります。

受付につきましては、6 月 1 日から 6 月 14 日までを受付期間として行います。もし、予定件数を超えた場合においては、抽選を行って決定したいと思っております。

また、予定件数に満たない場合においては、その後随時受付という形を予定しております。予定件数につきましては、市民の場合の最大 200 万を 1 戸、市外からの転入者の最大 250 万を 2 戸予定しております。

また、今回の補助金である申請者が負担する費用、つまり住宅ローンだとか自己資金の部分になりますが、そのものについても短期間を主に補っている民間機関、金融機関である北洋さんとは、夕張市のこの事業を活用した場合については一般の住宅ローンより金利の優遇をさせていただくということも現在進めておりますし、長期期間を担う場合については、昔の住宅金融公庫、今でいえば、住宅金融支援機構というものと協議を進めていまして、夕張市との連携という形で、こちらのほうについても金利の優遇ということで現在協議を進めております。

次に 2 ページ目、裏のページになりますが、夕張市中古住宅取得費補助金の概要についてです。

対象になる建築物住宅については、先ほどの新築住宅の要件と逆になるような形になりますが、過去に人が入居、居住したことがある住宅。また、人が住んだことがなくても 3 年を超えたものについては、中古住宅として扱います。新築住宅と同じで、居住部分が過半の併用住宅も対象としております。

補助対象者については、先ほど説明させていただきました新築住宅での条件と同じとなります。

補助条件につきましては、地域要件については新築住宅と同じ地域要件という形になります。

そのほかに、新築住宅ではなかった中古住宅としての条件として、中古住宅取得額、購入価格が 100 万円以上を対象という形の条件を設定させていただいております。

補助額につきましては、市民が購入した場合は消費税を除いた取得額の 25 パーセントとし、上限金額を 50 万円としております。

また、転入者の場合においては、消費税を除いた所得額の 30 パーセントとし、上限金額を 75 万円としております。

また、子育て世帯の応援として、18 歳までのお子様がいる場合については、人数にかかわらず 25 万円を先ほどの金額に加算するようになっております。

事例としましては、子どもさんがいる転入者が中古住宅を購入した場合という形で、取得金額が 200 万円の場合については、先ほどの転入者でありますので、30 パーセントを乗じた 60 万。上限金額の 75 万を超えていませんので、この 60 万にお子様がおられるということで 25 万の加算、合計 85 万円が補助金額ということになります。

ただし、取得金額が 500 万円のように、それに 30 パーセント乗じた金額が、150 万。75 万円を超える場合においては、限度額 75 万円にお子様の 25 万、トータル合計して 100 万円が補助金額となります。

受付については、新築住宅と同じ条件となっております。予定件数につきましては、市民の場合の最大 75 万円を 5 戸、市外からの転入者の場合の最大 100 万円の 5 戸を予定件数としております。

次に、3 ページ目のほうの夕張市リフォーム工事費補助金の概要についてです。

対象となる建築物住宅については、リフォーム着工時において、新築年月日から 5 年以上経過した住宅であること。あと、新築、中古住宅と同じように、居住部分が過半の併用住宅も対象にしています。

補助対象者につきましては、新築住宅、中古住宅の条件のほか、収入制限をこちらのほうでは設けさせていただいております。

これは、昨年度平成 28 年度から行っている老朽建築物等除却費補助と同様に、収入制限のほうを設けさせていただいております。

補助条件につきましては、新築住宅や中古住宅での地域要件は、こちらのほうでは設けておりません。

また、リフォーム工事内容について条件を設けさせておりまして、一つ目

の高齢者対応を目的としたバリアフリーリフォーム工事では、手摺りの設置、段差の解消、引き戸への取りかえ、床表面の滑りどめ、便所、浴室の改良、階段の勾配の緩和等々ということで、高齢者対応を目的としたリフォーム工事。

あと、省エネリフォーム工事としては、窓、屋根、天井、壁及び床の省エネ性能を向上させるリフォーム工事。

耐久性向上リフォーム工事としては、住宅の基本性能を向上させるリフォーム工事が該当します。

これらのことから、住宅の内部及び外部等のリフォーム工事について対象となってくるとおもわれます。

しかし、増改築のような工事については、今回のリフォーム工事には該当はいたしません。

補助額につきましては、市内業者を施工者として利用してリフォーム工事を行う場合については、消費税を除いたリフォーム工事の20パーセント、上限を50万としております。

市外業者を利用する場合については、10パーセントの上限30万という形にしております。

受付期間につきましては、他の事業と同じ期間であります。予定件数を超えた場合の決定方法について、抽選を行う前に優先順位を設けて、それ以降は抽選によって決定するようにいたしました。

夕張市内にある空き家住宅の有効活用、空き家の抑制などを目的に、少しでも中古住宅が流通するように中古住宅の交付者をまず優先にしたい。転入される方の定住促進として転入者の優先。コンパクトシティの基本方針を考慮とした、南北軸の住宅を優先。その後、抽選によって、対象者を決定したいと思っております。

予定件数につきましては、市内業者による施工の場合、最大50万円を5戸。市外業者の場合については、最大30万円を5戸という形になっております。

次、4ページ目のほうは、先ほど説明させていただいた事例を、この事例のほうでちょっと説明させていただいているという形になっております。

新築の場合については、今回入るために住宅を建設したもの。または、26年4月以降に建て3年を経過していないもの、人が一度も住んだことのないものについては新築住宅として対象とします。

ただし、③番目のほうの、人が住んだことがないのですが築後3年を経過したものについては、新築ではなくて中古住宅のほうに該当するという事で、新築住宅の助成の対象外となります。

下のほうの中古住宅については、今までによって、古くても新しくても、

一度人が住んでいる住宅。または、先ほど言った 26 年 4 月以前、3 年以上経過した人の住んでいない住宅であっても、こちらのほうはある一定期間を超えているので中古住宅としています。

あと、要件の中で転入者という要件がありますので、こちらのほうについても、26 年 4 月以降に夕張に転入された方を今回対象として考えています。

それは、いつとき市営住宅だとか、民間住宅に入っていた方でも準備ができたという形の中で、新築または中古住宅をお買いになる方については、ある一定期間の方については、転入者と扱って補助金のほうの交付をしたいという形のことで、こういうふうになっております。

以上です。

[報告に対する質疑]

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

(今川委員)

資料 4 から幾つか確認なのですけれども、まず、新築住宅取得補助というのは、この 1 ページですね。こちら、受付が平成 29 年 6 月 1 日から開始ということなのですけれども、受付時までには土地が決まっていないと、これ申請できないと思うのですよ。ですので、受付時までには土地を取得している必要があるのか、それとも候補で受付を申請することができるのかどうか確認いたします。

(建築農林課主幹)

こちらのほうにつきましては、6 月 1 日から 14 日というのは仮申し込みという形で、まず人数がどれだけになるかということもありますので、そのときには、土地についてはまだ予約だとか、どういう状況でという形で考えております。

ただし、その抽選結果によって今度決まったときに、本申請という形になる場合については、建物の請負契約だとか土地のほうについても、賃借されるという場合もあり得るかもしれないのですが、その辺の状況の確認というのをさせていただくことを考えております。

(大山委員長)

よろしいですか。

(今川委員)

続いて、2 ページについてお聞きいたします。

補助の基本となるのは、取得額というふうに書いてあるのですけれども、これは売買金額ではなく取得額ということなので、単なる売買価格ではなく

て税金などの諸経費も含めた金額ということによろしいでしょうか。

(建築農林課主幹)

こちらに書いてあるとおり、まず消費税は除かせていただくということと、あと事務費用だとかそういうものが入っていれば、それも取得額ではちょっと除かせていただくという形で考えております。

(大山委員長)

よろしいですか。

(今川委員)

先ほどの新築とちょっと近いかもしれないのですけれども、これも受付期間がございますよね。この受付時までには住宅を取得する必要はなく、先ほどまでに購入を検討しているという段階でも申請も可能という理解でよろしいのでしょうか。

(建築農林課主幹)

はい、こちらのほうも仮申請及び本申請という形がありますので、仮申請のときにもある程度物件が契約までに至らなくても、予定のものというのが協議中というか、相談中というか、そういう状態のことは確認させていただこうとは思っております。

(大山委員長)

よろしいですか。

(今川委員)

3 ページについてお聞きいたします。

リフォーム工事後ですけれども、転売制限だとか、すぐに直してから転出してしまったといった場合が考えられるかと思うのですけれども、その場合の返金規定などは特に盛り込まないという形によろしいのでしょうか。

(建築農林課主幹)

こちらのほうについても、先ほどの永住の意志をもって5年以上継続して本市に住み続けていただきたいという形は条件としてつけさせていただいているのですが、それこそ、それはその理由によってという形があって、のっぴきならない本当の理由というのと、あと先ほど言われたとおり、自分の住宅をリフォームして付加価値をつけてすぐ転売するというような場合と、ちょっとその理由によってという形で。

要綱の中では、補助金のほうの請求できる項目というのは設けておりますし、あと、本申請のときにも改めてその意志を表明してもらうための意志表示の行といいますか、ところも設けてあります。

(大山委員長)

よろしいですか。

ほかにございませんか。

(熊谷委員)

今の件なのですけれども、5年以上継続してというところで、そういう意志を確認するということだったのですけれども、さまざまな事情で住み続ける予定だったのだけれども、2年とか3年とかで出なくてはいけないということもないとは言えないと思うのです。そういうときに、補助した分を返金にさせていただくような、そういうことは考えていらっしゃるのか。検討しているとか。その辺はどうですか。

(大山委員長)

今、それ今川委員の質問の中に入っていて、それは理由によるという答弁がありました。

(熊谷委員)

理由による。そうですか。

そういうことは明記するのかどうかということかと思ったのですけれども、済みません。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(議長)

お疲れさまでございます。

今、質問を確認、読んで取りました。

資料4の関係で、これは地方版総合戦略ですとか、いわゆる人口定住策とも密接に関係しているのが、新たな事業というところだと思っておりますけれども、今後のいわゆるこの事業といいますか、広報のスケジュール。

これはまず、市として取り組むものと、それから例えばプレスリリースなどを通じて、報道機関などの協力もいただきながら、ご予定などなど。現段階ではどのようにお考えかということをお教えいただきたいと思っております。

(建築農林課主幹)

広報につきましては、6月の広報のほうに掲載という形で、今準備を進めています。

あと、前回の委員会するときにもご質問があって、ご回答させていただきながら、道新とかプレスのほうではまた発表もさせていただいたのですが、情報提供をしてまたそういう機会をつくりたいということでも考えております。

また、市内にある程度大きな企業さんがありますので、そういう企業のところにもパンフレットを作成しまして、それを周知していただくという形及び、もちろん市役所のほうのホームページでも公開という形を予定しております。

ます。

その期間は、ある程度ちょっととりたいなということで、今、こういった形なのでそのPRの期間という形の中で、6月受付という形を今準備しているところであります。

(大山委員長)

よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで建設農林課と上下水道課を終わります。

【まちづくり企画室】

1. 地域おこし協力隊員の採用について

(大山委員長)

それでは、次に、まちづくり企画室より挨拶と報告を受けてまいります。

(まちづくり企画室長)

まちづくり企画室でございます。

報告の前に今年度のまちづくり企画室の体制を紹介させていただきます。

私は、4月から総務省より参りました富永と申します。よろしくお願ひいたします。

(商工観光担当課長)

おはようございます。

商工観光担当課長の古村と申します。今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

(まちづくり企画室主幹)

おはようございます。

交通を担当しております、主幹の佐藤元と申します。よろしくお願ひいたします。

(まちづくり企画係長)

おはようございます。

主に管財業務を担当いたします足羽と申します。よろしくお願ひいたします。

(まちづくり企画係主査)

商工観光業務を担当しております筒井と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

(まちづくり企画室長)

このほかに、まちづくり企画室員としまして、主幹の佐藤学と係長の池徳嗣がおりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

(大山委員長)

それでは、報告を受けてまいります。

(商工観光担当課長)

それでは、私のほうから1点報告をさせていただきます。

地域おこし協力隊員の採用についてであります。

3月の行政常任委員会において、地域おこしの支援等のため、夕張市地域おこし協力隊への募集についてご報告をさせていただいておりますが、観光振興支援での採用者を決定し、4月1日から活動しておりますので、報告をさせていただきます。

採用者につきましては、村上時夫、67歳男性の方です。江別市在住ということであります。

業務内容につきましては、観光の核となる組織の体制づくりや観光情報の一元化、発信。また、観光促進のための企画提案などの業務のほか、地域おこし協力隊全員が協力して行う、イベント事業の支援などの業務を行うこととしております。

村上さんにつきましては、昭和43年に五番館デパートですとか、その後、株式会社ダイエーのようなところにお勤めになった方ということで、その後、平成19年からは夕張リゾート株式会社のほうに勤務をされていたということであります。

この3月までは、清水沢プロジェクト、コミュニティゲートのほうでお働きになっていたということでありまして、この4月から地域おこし協力隊として再興しております。

以上であります。

[報告に対する質疑]

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ないようですので、これでまちづくり企画室を終わります。

【財務課】

1. 平成 28 年度特別交付税の決定について
2. 専決処分について

(大山委員長)

それでは、次に財務課より挨拶と報告を受けてまいります。

(財務課長)

おはようございます。

財務課から報告の前に、4月1日からのスタッフを紹介させていただきます。
財政担当、そして税務担当の順に紹介します。

まず、私、財務課長の芝木です。よろしく願いいたします。

財政係長の板垣です。

(財政係長)

板垣です。よろしく願いいたします。

(財務課長)

主査の辻です。

(財政係主査)

辻です。よろしく願いします。

(財務課長)

同じく、主査の喜多です。

(財政係主査)

喜多です。よろしく願いします。

(税務担当課長)

税務担当課長の池下です。

今回の人事異動で、4月1日付で賦課係長から主幹に昇格した早川主幹です

(税務担当主幹)

早川です。よろしく願いします。

(税務担当課長)

まちづくり企画室から賦課係に異動になった、佐藤浩一係長です。

(賦課係長)

佐藤です。よろしく願いします。

(税務担当課長)

道から派遣で、2年目収納係係長の佐藤克彦係長です。

(収納係長)

佐藤です。よろしく願いいたします。

(税務担当課長)

出納室から収納係に異動になった細川主査です。

(収納係主査)

細川です。よろしく申し上げます。

(税務担当課長)

以上です。

(財務課長)

それでは、報告の説明員を残して退席させていただきます。

(大山委員長)

それでは、これより報告を受けてまいります。

(財務課長)

改めまして、おはようございます。

財務課からの報告事項の1点目、平成28年度特別交付税の決定については、私のほうから説明させていただきます。

資料の1をお開きください。

3月交付分の交付決定は3月17日になされたところであり、同じく3月21日に本市に交付がされたところでございます。

交付額につきましては、12月の交付分、3月の交付分合わせて、15億6,751万4,000円となったところでございます。

前年度の対比としましては、1,647万2,000円、1.0%の減少となったところであります。

また、財政再生計画との対比におきましては、6,534万3,000円、4.3%の増加となったところでございます。

以上です。

報告事項の2点目につきましては、税務担当のほうから説明をさせていただきます。

(税務担当主幹)

それでは、夕張市税条例の一部改正に伴う専決処分について、資料2によりご説明させていただきます。

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が3月31日に交付され、原則として4月1日から施行されることから、市税条例の関係部分の改正について、地方自治法の規程に基づき専決処分にしたものであります。

なお、地方自治法の規程に基づき、直近の審議会において報告の上承認を求めようとするものであります。

改正内容につきましては、1点目として、特定配当等及び特定株式等譲渡所

得金額に係る課税方式の決定を明確化する規定の整備。

2点目として、法人市民税における延滞金の計算の基礎となる期間に係る規定の整備。

3点目として、震災等により滅失した償却資産にかわる償却資産等に対する課税標準と特例規定の整備。

4点目として、家庭的保育事業等に係る固定資産税の課税標準の特例措置についての規定の整備。

5点目として、居住用超高層建築物に係る税額の安分方法について、区分所有者全員の協議による補正方法の申し出についての規定の整備。

6点目として、被災市街地復興推進地域に定められた場合に、震災等発生後4年度分に限り、従前の共用土地に係る税額の按分方法と同様の扱いを受けるようにするための規定の整備。

7点目として、同じく被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等発生後4年度分に限り特例を適用する常設規定の整備。

8点目として、肉用牛の売却による課税の特例について、適用期限を3年間延長する規定の整備。

9点目として、軽自動車税のグリーン化特例税制について、その適用期限を2年間延長する規定の整備。

10点目として、軽自動車税における三菱自動車工業(株)の燃費試験不正を受け、そのような事例が発生した場合に、第三者が申し出により第三者納付することの規定の整理。

11点目として、条約適用配当等に係る所得について、課税方式の決定を明確化する規定の整備。

最後に、12点目として、個人の市民税の所得割の非課税の範囲等において「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改めるものであります。

以上の改正内容について専決処分をしたものであります。

なお、関係条文につきましては、新旧対照表を添付しておりますので、ご参照願います。

以上です。

(大山委員長)

ただいま昼食休憩の時間となりましたが、会議を継続いたします。

[報告に対する質疑]

(大山委員長)

これより報告に対する質疑を受けてまいります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで財務課を終わります。

以上で本日予定いたしました案件は全て終了いたしましたので、行政常任委員会を閉じます。

大変ご苦勞さまでございました。

夕張市議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定により、ここに署名又は押印する。

夕張市議会 行政常任委員会

委員長 大山修二 ㊟